

事 務 連 絡

令和元年 10月3日

関係都県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）

令和元年台風第15号における住家の被害認定調査に係る留意事項について

今般の令和元年台風第15号における被害に係る被害認定調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を、「令和元年台風第15号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」（令和元年9月20日付事務連絡。以下単に「事務連絡」という。）としてお知らせしたところですが、このたび改めて下記のとおり留意事項を取りまとめましたので、お知らせします。

記

1. 被災者が「自己判定方式」を希望しない場合の添付書類について

罹災証明書の申請にあたっては、被災者が「事務連絡」1. に示す「自己判定方式」による申請を希望した場合には、被災住家の写真の添付が必要となりますが、それ以外の場合には、写真の添付は必須ではありません。

被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、「事務連絡」1. に示す「自己判定方式」による申請ではないにもかかわらず、罹災証明書の申請にあたり写真の添付や提示を必須とすることがないようにご留意ください。

2. その他

「事務連絡」1. ③の表のいずれかの損傷が生じている又は住家内への浸水の恐れがある場合は、「半壊」以上の判定結果となりうるため、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月 内閣府（防災担当））等に基づき内部立入調査を実施し、部位による判定を行うこととしています。その際は、「事務連絡」1. の「なお、」以下の①及び②にも留意し、適切な調査をお願いします。

また、「令和元年台風第15号における被災者支援の適切な実施について」（令和元年9月12日府政防第435号）及び「事務連絡」において既に通知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、そ

の後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう改めてお願いいたします。

以 上

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付

原、佐藤

tel 03-3501-5696/fax 03-3501-6820